

平成23年瑞穂町教育委員会第9回定例会 会議録

平成23年9月22日瑞穂町教育委員会第9回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 森田 義男 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 清水 浩昭 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 大澤 利夫 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 村野 香月 君 ・ 指導課長 黒羽 次夫 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第37号 瑞穂町放課後子どもプラン策定委員会設置要綱

日程第4 報告事項1 瑞穂町地域図書室の運営に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5	議案第 3 8 号	瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
日程第 6	議案第 3 9 号	瑞穂町体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則
日程第 7	議案第 4 0 号	瑞穂町スポーツ賞表彰要綱等の一部を改正する告示
日程第 8	報告事項 2	瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	報告事項 3	瑞穂町青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第 1 0	報告事項 4	町民体育祭運営委員会設置要綱等の一部を改正する告示について
日程第 1 1	報告事項 5	瑞穂町耕心館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	報告事項 6	瑞穂町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	報告事項 7	平成 2 3 年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について
日程第 1 4	報告事項 8	平成 2 3 年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について

開会 午前 9 時 0 0 分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 2 3 年瑞穂町教育委員会第 9 回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第 1，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 2 8 条の規定により委員長において、2 番戸田委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第 2，委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

- 大澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。
- 大澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。
- 大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。
- 大澤委員長 日程第3，議案第37号，瑞穂町放課後子どもプラン策定委員会設置要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。
- 岩本教育長 議案第37号，瑞穂町放課後子どもプラン策定委員会設置要綱について，提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町放課後子ども教室推進事業及び，学童保育クラブ事業の具体的な連携方策や，今後の事業計画について検討する委員会を設置するために必要な事項を定めるため，本案を提出するものです。
- 附則といたしまして，この告示は，平成23年10月1日から施行するものです。任期の特例といたしまして，この要綱の施行後最初に委嘱され，又は任命される委員の任期は，第4条の規定にかかわらず，平成24年3月31日までとするものです。
- 詳細につきましては，担当者に説明させます。
- 社会教育課長 説明いたします。これまで，放課後子ども教室運営委員会を開催し，学童保育クラブとの連携について話し合いを続け，放課後子ども教室事業については，一定の成果を得ることができました。今後は，放課後子ども教室については，実行委員会で検討することとし，より広く学童保育クラブなど子どもたちの放課後のあり方について，教育委員会と福祉部で検討するために，設置をするものです。
- 内容について説明します。第1条は，設置について定めるものです。この要綱は，東京都放課後子どもプラン実施要綱に基づき，放課後子ども教室及び学童保育クラブを一体とし，又は連携して実施する総合的な放課後対策事業に関し，必要な事項を定めるため，瑞穂町放課後子どもプラン策定委員会を置くものです。
- 第2条は，所掌事項を定めるものです。第5号教育委員会及び福祉部の連携に関すること。第6号児童館等の

小学校の校外で実施する取組及び小学校の校内で実施する取組の連携に関することなどを検討していきます。

第3条は、組織について定めるものです。記載の方に委嘱または任命をします。第4条は、委員の任期を定めるものです。任期は1年とします。第5条は、委員長及び副委員長を定めるものです。委員長に教育部社会教育課長、副委員長に福祉部福祉課長を充てます。第6条は、会議について、定めるものです。第7条は、専門委員会について定めるものです。第8条は、報酬について定めるものです。委員の報酬は、無償とします。

第9条は、庶務について定めるものです。教育部社会教育課で進めていきます。第10条は、委任について定めるものです。以上、説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 学童保育クラブは登録された子どもが対象となりますが、放課後子ども教室はその都度の参加となっています。福祉部門との連携ということですが、放課後子ども教室の参加者が学童保育クラブのイベントに参加できたりするのでしょうか。あるいは協働で何かするのでしょうか。

社会教育課長 放課後子ども教室と学童保育クラブの連携やそれぞれの事業の課題等について、福祉課と社会教育課で検討していきます。

森田委員 2点お伺いします。1点目、放課後子ども教室は不定期で開催していました。今後は常設ということになるのでしょうか。それとも今までどおりの運営でしょうか。2点目、委員は現在事業を進めている方がなるのでしょうか。

社会教育課長 1点目につきましては、現状では不定期となります。地域の方々が事業を担っていますので、定期というのは厳しい状況です。2点目につきましては、今のスタッフの方々になっていただきます。

森田委員 ゆくゆくは学校単位で子ども教室を常設としていただきたい。また、学童保育クラブに入れない子どもはいるのでしょうか。

社会教育課長 常設につきましては、課題等を検討していきます。学童保育クラブの待機児童は、4月にはいたということですが、夏を過ぎると少なくなるようです。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第37号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終了します。それでは、お諮りします。議案第37号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第37号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第4、報告事項1、瑞穂町地域図書室の運営に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第5、議案第38号、瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 それでは、全委員の了承が得られましたので、一括議題といたします。報告事項1について、教育長より説明をお願いします。

岩本教育長 報告事項1、瑞穂町地域図書室の運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告を申し上げます。平成23年第3回瑞穂町議会定例会において、議案第51号として上程し、平成23年9月5日に議決を得ましたので報告するものです。附則といたしまして、この条例は、平成23年11月27日から施行するものです。詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長 説明いたします。新旧対照表をお開きください。第1条の見出しを「(趣旨)」、同条中「図書館法」を「この条例は、図書館法」に、「定める」を「定めるものとする」に改め、同条の表中、「長岡図書室 瑞穂町大字長岡長

谷部 248 番地」を「長岡コミュニティセンター図書室 瑞穂町大字箱根ヶ崎 1180 番地」に改めるものです。第 3 条，第 4 条，第 5 条は，文言の整理をするものです。第 6 条は，町の公の施設の条例と整合性を図るために改正するものです。

以上，説明とさせていただきます。

大澤委員長 つづいて，議案第 3 8 号について，提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第 3 8 号，瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則について，提案理由のご説明を申し上げます。長岡図書室の移転に伴い，規則を改正する必要があるので，本案を提出するものです。附則といたしまして，この規則は，平成 2 3 年 1 1 月 2 7 日から施行するものです。

詳細につきましては，担当者に説明させます。

図書館長 説明いたします。新旧対照表をお開きください。第 2 条（開室時間）は文言の整理です。同条の表中，「長岡図書室，日午前 9 時から 1 2 時まで火・水・木・金・土午後 1 時から 5 時まで」を「長岡コミュニティセンター図書室，日曜日，火曜日，水曜日，木曜日，金曜日，土曜日午前 9 時から午後 5 時まで」に改めるとともに文言の整理をするものです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより一括質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑もないようですので，質疑を終結いたします。報告事項 1 を承認します。これより議案第 3 8 号の討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第 3 8 号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第38号は原案どおり可決されました。つづいて日程第6、議案第39号、瑞穂町体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則、から日程第10、報告事項4、町民体育祭運営委員会設置要綱等の一部を改正する告示について、は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 それでは、全委員の了承が得られましたので、一括議題といたします。議案第39号について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第39号、瑞穂町体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。スポーツ基本法の施行に伴い、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものです。経過措置といたしまして、この規則による改正前の瑞穂町体育指導委員に関する規則第2条の規定により委嘱された体育指導委員は、改正後の瑞穂町スポーツ推進委員に関する規則第2条の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなすものです。

瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部改正といたしまして、第6条の表、教育部の部、社会教育課の款、体育係の項中「体育指導委員」をスポーツ推進委員に改めるものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課主幹 説明いたします。今回提案いたしました瑞穂町体育指導委員に関する規則の改正点は、教育長から提案理由で説明があったとおり、国の法律であるスポーツ振興法がスポーツ基本法へ改正されたことにより体育指導委員という名称からスポーツ推進委員へ変更になったことに伴う改正が主です。また、この改正に伴い文言の整理をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

表題を瑞穂町スポーツ推進委員に関する規則へ改正するものです。第1条見出し中目的を趣旨に改正し文言を

整理するものです。第2条見出し中設置及び委嘱を委嘱へ改正し、文言を整理するものです。第3条職務については、すでにスポーツ基本法で規定されていることについては省き簡潔にするため、文言を整理するものです。第4条から5条にかけては、名称を変更し、第6条見出し中服務については、名称の変更に加え4項及び5項を追加するものです。以上で説明を終わります。

大澤委員長 つづいて、議案第40号について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第40号、瑞穂町スポーツ賞表彰要綱等の一部を改正する告示について、提案理由のご説明を申し上げます。スポーツ基本法の施行に伴い、要綱を改正する必要があるので、本案を提出するものです。附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課主幹 説明いたします。瑞穂町スポーツ賞表彰要綱等の改正点は、議案第39号の改正と同様、スポーツ基本法の施行により体育指導委員という名称からスポーツ推進委員へ変更になったことに伴う改正が主です。2枚めくっていただき新旧対照表をご覧ください。第6条第2号中瑞穂町体育指導委員協議会会長を瑞穂町スポーツ推進委員協議会会長へ改正するものです。

次に瑞穂町総合型地域スポーツクラブ検討委員会設置要綱ですが第3条第1号について瑞穂町体育指導委員から瑞穂町スポーツ推進委員へ改正するものです。以上で説明を終わります。

大澤委員長 つづいて、報告事項2について、教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項2、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告を申し上げます。平成23年第3回瑞穂町議会定例会において、議案第47号として上程し、平成23年9月2日に議決を得ましたので報告するものです。改正の内容ですが、別表第1体育指導委員の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものです。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

大澤委員長 つづいて、報告事項3について、教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項3，瑞穂町青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則について、ご報告を申し上げます。瑞穂町青少年問題協議会条例施行規則の一部を別紙のとおり改正を行い、平成23年9月16日に公布をいたしましたので報告するものです。改正の内容ですが、第2条第1項第6号中「瑞穂町体育指導委員」を「瑞穂町スポーツ推進委員」に改めるものです。附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものです。

大澤委員長 つづいて、報告事項4について、教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項4，町民体育祭運営委員会設置要綱等の一部を改正する告示について、ご報告を申し上げます。町民体育祭運営委員会設置要綱等の一部を別紙のとおり改正を行い、平成23年9月16日に告示をいたしましたので報告するものです。詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課主幹 説明いたします。町民体育祭運営委員会設置要綱等の改正点についても、議案第40号の改正と同様、スポーツ基本法の施行により体育指導委員という名称からスポーツ推進委員へ変更になったことに伴う改正が主です。2枚めくっていただき新旧対照表をご覧ください。第3条第2号中瑞穂町体育指導委員協議会会長を瑞穂町スポーツ推進委員協議会会長へ改正するものです。

次に町民体育祭検討委員会設置要綱ですが第3条第2号について瑞穂町体育指導委員から瑞穂町スポーツ推進委員への改正及び第3条全ての文言の整理を行うものです。

次に瑞穂町駅伝競走大会実行委員会設置要綱ですが第3条第3号について瑞穂町体育指導委員から瑞穂町スポーツ推進委員への改正するものです。全ての要綱について附則として、施行期日を告示の日からとし、経過措置を設けております。以上で説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより一括質疑にはいりません。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 法改正があったとのことですが、法律が求めているものとして、今後の地域スポーツ行政に変化はあるのでしょ

うか。

社会教育課主幹 50年ぶりに全面改正が行われました。旧法では設備整備が主なことでした。スポーツの推進を国の責務として推進計画を定めることとしています。あわせて指導者養成，競技力向上及び国際大会の招致などが主なこととなります。

森田委員 瑞穂町においての変化はないような気がします。町の求めるものはどのようなことでしょうか。

社会教育課主幹 スポーツ推進委員の役割を明確にし，スポーツ推進の体制整備，事業実施の連絡調整，住民へのスポーツ指導及びスポーツの普及を目指します。

森田委員 体育指導委員からスポーツ推進委員と変わったことにより，活動がやりやすくなったと考えてよいのでしょうか。

社会教育課主幹 名称が変更になったことによりスポーツを振興していくという自覚が出てくると考えています。

戸田委員 委員の取り組み内容はどのようなことになるのでしょうか。また，地域の行事への参加や事業PRがあると思いますが，地域でのスポーツの推進は委員個人にまかされるということでしょうか。

社会教育課主幹 町民体育祭，駅伝大会，総合体育大会及び町民ハイキングは企画から運営をお願いしています。また，事業の結果を次年度に活かすようにしています。委員の活動において地区ということもありますが，町全体を考えていくこととなります。ただし，町内会等から体育祭の練習の手伝い等の要望がありましたら，対応していきます。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので，質疑を終結いたします。報告事項2，3及び4を承認します。これより議案第39号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第39号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第39号は原案どおり可決されました。つづいて、議案第40号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第40号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第40号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第11、報告事項5、瑞穂町耕心館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、を議題とします。教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項5、瑞穂町耕心館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告を申し上げます。平成23年第3回瑞穂町議会定例会において、議案第50号として上程し、平成23年9月2日に議決を得ましたので報告するものです。附則といたしまして、この条例は、平成23年10月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長 説明いたします。現条例では、閉館時間のみ延長が可能であったものを開始時間の午前9時についても変更を可能とし柔軟な運営ができるよう条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。第3条中「午後10時を限度として」を削り、「延長する」を「変更する」に改めるものです。第15条第2項中「午後10時を限度として延長し」を削り「変更し」に改めるものです。以上で説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 午前10時前に利用したいという要望があつての変更なのでしょうか。

社会教育課長 午前9時から10時の利用者は少ないです。指定管理者のノウハウを活かせるように今回改正しました。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項5を承認いたします。つづいて、日程第12、報告事項6、瑞穂町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、を議題とします。教育長より説明をお願いします。

岩本教育長 報告事項6、瑞穂町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、ご報告を申し上げます。平成23年第3回瑞穂町議会定例会において、議案第52号として上程し、平成23年9月5日に議決を得ましたので報告するものです。附則といたしまして、この条例は、平成23年11月27日から施行するものです。ただし、改正後の第6条の規定による使用の承認、その他この条例の施行について必要な行為は、この条例の施行の前日においても行うことができるとするものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課主幹 説明いたします。今回の条例改正は、コミュニティセンターの新設に伴い長岡コミュニティセンターの使用に関する規定等について定めるものです。教育部社会教育課では、ホールの運動備品の設置及びトレーニングルームの管理運営について、所管しておりますので報告させていただきます。新旧対照表の5ページ別表をご覧ください。施設の使用区分については、体育施設と同様となっております。また、ホールの使用料については、1区分1,000円、トレーニングルームについては1人につき100円として定めるものです。その他の改正については記載のとおりです。以上で説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 トレーニングルームについて伺います。1点目、広さはどの程度でしょうか。2点目、指導員が常駐して管理するのでしょうか。3点目、町外の方も利用できるのでしょうか。

社会教育課主幹 1点目につきましては、61.4㎡です。高齢者まで利用できるようになっており、ランニングマシンなどのトレーニング機器を8台導入予定です。2点目につきましては、運営はトレーナーにお願いし、1名常駐することとしています。3点目につきましては、コミュニティセンターの利用は町内の方が優先となります。詳細は規則で決めます。

森田委員 要望としてですが、どのコミュニティセンターも休館日を第2水曜日としていますので、全館が休館となってしまいます。利用者の利便性等を考慮するなら、できるのならば変更してほしい。

教育部長 コミュニティセンターは地域課が管理しています。今のご要望を住民部に伝えます。

戸田委員 使用時間についてですが、武蔵野コミュニティセンターは午後9時30分までですが、元狭山と長岡コミュニティセンターは午後10時までとなっています。この差の理由は为什么呢。

教育部長 武蔵野コミュニティセンターは都営住宅と一体となっています。居住者のことを考慮してそのようになっていると考えられます。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項6を承認いたします。つづいて、日程第13、報告事項7、平成23年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について、を議題とします。教育長より説明をお願いします。

岩本教育長 報告事項7、平成23年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について、ご報告を申し上げます。平成23年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者につきましては、別紙のとおり該当者がいなかった旨、報告するものです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑には入りません。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項7を承認いたします。つづいて、日程第14、報告事項8、平成23年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について、を議題とします。教育長より説明をお願いします。

岩本教育長 報告事項 8 , 平成 2 3 年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について , ご報告を申し上げます。瑞穂町スポーツ賞表彰要綱に基づき , 平成 2 3 年 9 月 9 日に表彰審査会を開催し , 意見書の提出がありました。その審査会の意見を尊重し , 次のものを被表彰者と決定しましたので , 報告するものです。

はじめに , 優秀賞 6 件です。種目 , 氏名の順で読み上げます。水泳 , 小野勇希。ソフトテニス , 古川友里恵。マウンテンバイク , 園部来夢。バレーボール , 石田美加。ソフトボール , 殿ヶ谷壮年ソフト。サッカー , 瑞穂町役場サッカー部。

次に奨励賞 1 2 件です。空手道 , 川嶋譲。硬式野球 , 青木和希。軟式野球 , 古川大智。軟式野球 , 酒井壯太郎。軟式野球 , 関谷直樹。サッカー , 山本麻裕。水泳 , 吉野汐里。空手道 , 宮原華音。ソフトテニス , 森川幹人。ソフトテニス , 志鎌匠。サッカー , F C みずほ 2 0 0 1。サッカー , 瑞穂三小 S C。

次に指導者賞 1 件です。ソフトテニス , 鈴木一利。詳細につきましては , 担当者に説明させます。

社会教育課主幹 説明いたします。瑞穂町スポーツ賞表彰要綱に基づき , 平成 2 3 年 9 月 9 日午後 7 時 3 0 分から表彰審査会を開催しました。体育協会石川会長が審査会会長となり議事を進めていただきました。

今回の優秀賞の申請受理件数は 8 件で該当となった件数は個人 4 , 団体 2 の計 6 件 , 奨励賞の申請受理件数は 1 4 件で該当となった件数は , 個人 1 0 , 団体 2 の計 1 2 件です。指導者賞については 1 件の申請があり , 該当となりました。今回該当となった被表彰者は , 先ほど教育長から説明のあったとおりです。

審査会の意見として非該当とした理由ですが , 優秀賞で申請のあった方につきましては , 今回の成績が特に顕著であるとは断定できないと判断されたことによるものが 2 件ございました。次に , 奨励賞ですが , こちらは以前に受賞歴があり今回の種目が同一競技と判断されたことによるものが 2 件ございました。この意見を , 9 月 1 7 日に教育長に報告し , 審査委員会での該当者を被表彰者として決定することになりましたので , 報告いたしました。

なお，表彰につきましては，10月2日に開催される町民体育祭で実施する予定です。以上で説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいりません。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑もないようですので，質疑を終結いたします。報告事項8を承認いたします。以上をもって，本定例会に付議された案件は，すべて終了いたしました。これにて平成23年瑞穂町教育委員会第9回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時55分

この会議録は，書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員